

令和6年（ワ）209号 損害賠償請求事件

原告 高桑 広仁

被告 北海道マツダ販売株式会社

令和6年4月11日

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

高桑 広仁

趣旨及び原因に於ける補足書類

2024年4月9日の第一回口頭弁論に於いて、
裁判長よりご指示のあった

- ①請求主体対象期間とその経緯について
- ②安全配慮義務違反の具体的行為内容
- ③請求金額決定に至った根拠要素

上記2点につき詳細に記させていただきます。

上記①の示す根拠となる期間について、
原告の請求対象とした期間について、

平成28年8月1日～平成30年11月29日の間について
訴の主体対象期間と考える。

被告より証拠物として提示頂いた書面に於いて、
医療法人社団五稜会病院の担当医師である 千丈医師による直筆の
「職場復帰に関する意見書」に記された担当医師からの意見で、
「幻聴は軽減し、稼働性は回復していると考えられる」との内容
に於いて、復職後の業務内容は精神的負担の相当が原告として
良好となり、ある程度症状は快方に向かったと認識していました。
原告の「職場復帰に関する意見書」内で上司に口頭で述べた
就業上の措置内容については、原告の認識するところであります。
しかしその数か月に於いて、同じ登録課内の業務分担の変更では
ありますが、原告としては全く経験の無い重量税証紙の購入
及び書類への貼付作業、また原告からすると、相当の集中力及び
緊張性の高い手作業での書類の扱い及び陸運支局への継続書類
とした継続申請に付き、
定時には退社するよう常に上司からは私の身体を気遣っての
御指示ではありましたが、原告としては相当厳しい業務内容で
あったこと、
その後ある程度の気力で与えられた業務に取り組んでいたところ、
原告の不得手とする細かな作業にて、手さばきによる証紙の破損
という単純ミスという単純ミスにより、被告法人に 24,000円の
損失を与えた事、当時より痛切に後悔と反省をしておりましたが、
その後の直属上司から複数回の会議室への誘導と更なる原告への
原因追及の話からして、原告としても精神的に相当のダメージを
自然に感じるようになり、更なる休職を決断し、
平成30年11月某日の総務課課長との話し合いの元、
予め原告の今後の希望職種の聞き取りはありましたが、
結局何処も受け入れ先が無い事を告げられ、自己都合による
依願退職と相成った次第であります。
ただし、与えられた業務内容は個々で作業の性質上、受け止め方
が異なりますので、総合的に個々に当てはめた場合、
上記のように
話し合いについても、原告は認識した次第であり、退職時前の
被告としての原告に対する対応は妥当であると考えます。

②安全配慮義務違反の内容

<1>予見可能性の存在

予見可能性が推測される被告の原告への職務担当の変更
原告の過去経験の無い作業職種への被告法人上司からの
原告への未告知での簡易なミスが発生し易い業務への
暗黙の半強制的な配置転換変更により生じた責任行為

<2>結果回避可能性の存在

被告答弁書及び証拠書面に記載する職務変更後の
原告の単純なミス作業による被告法人への損害発生後に於いて、
原告の更なる当該職務継続への事務的事故発生の可能性を
容易に推測出来る状況にも拘わらず、作業を継続させていた
消極的な結果回避可能性を考慮していなかった責任行為

③請求金額に至った客観的根拠

下記記述趣旨にて、積極的及び消極的損害の妥当性を
鑑みて、積極的損害となり得る治療費・通院交通費等
の事実証明となる証拠が存しない旨、後者消極的損害
についてのみ金員として請求するに至った次第である。

（１）逸失利益相当額の要求

上記対象期間にて、傷病手当金の支給を健康保険組合より受給
しており、
上記概算の計算式により導き出した金額が下記金員額となります。

①平均標準報酬月額・・・概算で一カ月 約130,000円ほど
 $130,000円 \times 7 \text{ カ月} = 910,000円$

②休職に至らなかった場合の収入額・・・約8カ月分の給与
平均月手取り給与・・・概算約180,000円
 $180,000円 \times 8 \text{ カ月} = 1,440,000円$

②－①＝530,000円 （逸失利益の概算）

なお過失相殺分は考慮していない計算としています。

（2）労働契約法5条 事業主の安全配慮義務違反
労働安全衛生法第3条1項に紐づけされた
民法415条の条文に則した損害賠償請求（慰謝料）
（精神的苦痛を受けた事による対する確認利益分）

訴状請求金員額通り 3,200,000円

（労働災害保険等級表より参照の数値金額）

訴状提出時に添付書面として提示済。

なお、原告としては訴状記載内の請求金額を訂正しない旨、
よって、 $53,000円 + 3,200,000円 = 3,730,000円$

としたところ、

上記損害賠償請求額を減額させ、

$530,000円(逸失利益分) + 2,670,000円(損害賠償分)$

として、訴状請求金額の訂正なくして、客観的根拠たる
補足説明として提出いたします。